

奈良県告示第百九十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三
条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成三十年九月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 区域の名称

大和田町（イ）

二 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十

三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

所在地及び標柱番号

| | | |
|---------|-----------|-----|
| 奈良市大和田町 | 四三九番 | 一号 |
| 〃 | 四三八番一 | 二号 |
| 〃 | 四四八番 | 三号 |
| 〃 | 四二二番 | 四号 |
| 〃 | 四二三番一 | 五号 |
| 〃 | 四二三番二先里道敷 | 六号 |
| 〃 | 四五七番二先里道敷 | 七号 |
| 〃 | 四七九番一先里道敷 | 八号 |
| 〃 | 四六二番先里道敷 | 九号 |
| 〃 | 四六一番先里道敷 | 十号 |
| 〃 | 四六一番 | 十一号 |
| 〃 | 四四三番先里道敷 | 十二号 |
| 〃 | 四四二番先里道敷 | 十三号 |